

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（中小企業高度化事業）	
税 目	所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項の表第 7 号 同法施行令第 25 条第 1 項第 2 号 同法施行規則第 18 条の 5 第 5 項第 1 号） （租税特別措置法第 37 条の 4 同法施行令第 25 条の 3） 法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項の表第 7 号、第 68 条の 78 第 1 項の表第 7 号 同法施行令第 39 条の 7 第 5 項第 2 号、第 39 条の 106 同法施行規則第 22 条の 7 第 7 項第 1 号、第 22 条の 69） （租税特別措置法第 65 条の 8、第 68 条の 79 同法施行令第 39 条の 7 第 40 項、41 項） （租税特別措置法第 65 条の 9、第 68 条の 80 同法施行令第 39 条の 7 第 59 項、60 項）	
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長する。	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	- 百万円 （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 (政策目的)</p> <p>高度化制度は、中小企業の事業環境の整備、経営基盤の強化を目的に、個々の中小企業が単独では行えないような比較的大規模な設備投資を共同で行うことを支援するものであり、独立行政法人中小企業基盤整備機構と都道府県が協調し、事業成果の向上を図るため事業計画に対する診断・助言を行うとともに、長期・低利の融資を行っている。</p> <p>(根拠)</p> <p>なお、高度化制度は、中小企業基本法（昭和38年7月）において「国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。（第16条）」、「国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。（第17条）」こととして、位置づけられている。</p> <p>また独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年12月）では、「中小企業者に対し、他の事業者との連携もしくは事業の共同化を行い、又は中小企業者の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付を行うこと。」（第15条第1項第3号ロ）、「中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。」（同八）と定められており、以上のとおり、高度化制度は政策的に重要なものとして位置づけられている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>中小企業者が集団化事業を実施する際には、旧来の事業場等から新たな団地に移転・進出するため、土地、建物、機械等の取得に多額の資金を要する。</p> <p>保有資産を売却・交換して団地へ進出する際に、売却・交換時の譲渡益に対する税負担を繰り延べる本措置は、通常、資金繰りが逼迫している中小企業者にとって高度化事業開始時における投資のための自己資金を充実させることになり、高度化事業の効果を高める。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性

	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<table border="0"> <tr> <td>年度</td> <td>H 2 3</td> <td>H 2 4</td> </tr> <tr> <td>高度化実施組合数</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>うち適用者数</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> </table>	年度	H 2 3	H 2 4	高度化実施組合数	2	2	うち適用者数	3	5
年度	H 2 3	H 2 4									
高度化実施組合数	2	2									
うち適用者数	3	5									
有効性	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本措置により、通常、資金繰りが逼迫している中小企業者にとって、高度化事業開始時において投資に向けられる自己資金を充実させることとなり、高度化事業の効果を高めることができる。</p> <p>また仮に当該措置がなかった場合には、自己資金が不足し、借入金が増加する中で、生産性向上のための投資ができなくなる。さらに、自己資金の不足により高度化事業に参加できる中小企業が限定されることで、高度化事業の条件である一定の組合員数の確保ができず高度化事業自体の実施が困難になり、中小企業の経営基盤の強化等を図る機会が失われる恐れがある。</p>									
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>以下のとおり、高度化事業に関する地方税及び国税の特例があるが、対象、目的が違い、役割分担がなされている。</p> <p>(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の譲渡所得の特別控除 組合に用地を売却する土地の所有者に税負担を軽減することで、土地の売却の円滑化を図るもの 対象者: 高度化事業用に土地等を譲渡した個人・法人 対象施設: 土地等 <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税の軽減 取得した機械及び装置について新たに課されることになった年度から3年度分に限り1/2に軽減し、資金繰りの安定を図るもの 対象者: 共同利用機械を取得した事業協同組合等 対象施設: 共同利用のための機械及び装置 ・不動産取得税の免除・軽減 組合不動産を取得した日から5年以内に組合員へ譲渡した場合、組合への不動産取得税を免除し、二重課税を防ぐもの等 対象者: (免除) 集団化事業の用に供する不動産を、5年以内に組合員へ譲渡した事業協同組合等 (軽減) 共同施設用建物を取得した事業協同組合のみ 対象施設: (免除) 集団化事業の事業用の不動産 (軽減) 保管、生産、加工、修理又は展示の用に供する家屋、試験及び研究の用に供する家屋 ・事業所税の非課税 大都市の都市環境の整備に必要な財件を確保するための目的税であるが、中小企業者の事業の共同化を行い、集積の活性化に寄与する事業であるため、高度化事業は非課税となっている。 対象者: 東京都(特別区の区域)、政令指定都市、人口30万人以上の政令で指定する市等の事業協同組合等 対象施設: 工場、研究施設、情報サービス業を行う事業場、倉庫及び共同施設並びにこれらの附属設備 									
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>										

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係																			
		要望の措置の妥当性	<p>中小企業者が集団化事業を実施する際には、旧来の事業場等から新たな団地に移転・進出するため、土地、建物、機械等の取得に多額の資金を要する。</p> <p>保有資産を売却・交換して団地へ進出する際に、売却・交換時の譲渡益に対する税負担を繰り延べる本措置は、通常、資金繰りが逼迫している中小企業者にとって高度化事業開始時における投資のための自己資金を充実させることになり、高度化事業の効果を高める。</p> <p>また、中小企業の競争力に資する産業集積の維持等に寄与することから、政策目的を達成するための政策手段としての確である。</p> <p>なお、高度化事業は貸付けを受けようとする組合等に対して、国が定めた実施要領に基づき事業計画の診断・助言が行われるものであるが、事業実施者をあらかじめ限ることはなく、また、税についても必要最小限の特例措置である。</p>																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用組合数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>損金算入額</td> <td>0</td> <td>108</td> <td>0</td> <td>59</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(百万円)</p> <p>(独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施したアンケート調査)</p> <p>なお、高度化事業は中小機構と都道府県が一体となって行う融資制度であり、活用にあたっては都道府県の財政状況に影響を受ける。昨今の都道府県の財政逼迫を受けて、活用が落ちこみ、適用件数も伸び悩んでいるが、今後も大型の集団化事業が予定されており、税制活用が見込まれる。</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	適用組合数	0	1	0	1	0	損金算入額	0	108	0	59	0
	年度	H17	H18	H19	H20	H21															
	適用組合数	0	1	0	1	0															
損金算入額	0	108	0	59	0																
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本措置により、生産性向上のための新たな投資が可能となり、売上向上等につながる。また、借入金の軽減により資金繰りが安定化し、事業の円滑な実施が期待できる。</p> <p>なお、特例利用後の組合の納税額を調査したところ、高度化事業の実施により軽減税額に比して増収の効果が認められる。</p> <p>N協同組合(適用:平成11年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減額:28,097千円(推計) ・11年度~19年度納税額:3,184,934千円 <p>K協同組合(適用:平成13年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減額:106,029千円(推計) ・13年度~20年度納税額:140,985千円 <p>協同組合S(適用:平成13年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽減額:11,021千円(推計) ・13年度~20年度納税額:340,585千円 <p>また、本措置を利用した組合員は、利用しなかった組合員と比べて平均売上伸び率が高くなっている。</p> <p>A協同組合(18年度 20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用した組合員:15.1% 利用しなかった組合員合計:-2.0% <p>また13年度に適用した3組合について同様に比較したところ、利用した組合員の平均伸び率の方が高くなっている。</p> <p>3組合における比較(13年度 20年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用した組合員:4.6% 利用しなかった組合員:1.7% 																			
	前回要望時の達成目標																				

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>昭和 44 年度 創設 昭和 50 年度 延長 昭和 55 年度 延長・拡充 昭和 57 年度 拡充 昭和 60 年度 延長 平成 2 年度 延長 平成 3 年度 延長 平成 4 年度 拡充 平成 7 年度 拡充 平成 8 年度 延長・拡充 平成 9 年度 拡充 平成 10 年度 拡充 平成 12 年度 拡充 平成 13 年度 延長 平成 18 年度 延長</p>	<p>対象事業：集団化事業（工場、店舗、貨物自動車ターミナル、倉庫）</p> <p>対象事業に施設共同利用事業（工場、店舗、貨物）を追加 対象事業に施設共同利用事業（建設業）を追加</p> <p>対象に工場等集団化事業の研究開発部門及び事務部門を追加 対象事業に中小企業創造活動促進法の認定に基づく施設集団化事業を追加 小規模集団化事業の要件緩和及び情報サービス業の中小企業者の範囲の拡充 対象事業に地域産業集積活性化法の認定に基づく施設集団化事業を追加 対象に中心市街地及び近接地域の準工業地域を追加、地域産業集積活性化法の認定に基づく施設集団化事業の対象に船用機関製造業を追加 中小企業者の範囲の拡充</p> <p>対象から、工場立地法、都市計画区域内の造成団地、旧環境事業団法、農用地又は干拓地以外の農用地の造成、低開発地域工業開発地区に係る措置、特定農山村地域内の所有権移転等促進計画及び沿道地区計画の区域内の沿道整備権利移転等促進計画に定める買換えを除外 譲渡資産の土地等面積要件の畜産農業用特例を廃止 臨港地区等における措置を認定 総合効率化計画に限定船舶の買換え対象を限定</p>